

鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、入所施設における処遇の向上を図り、ひいては入所児童の身体的、精神的及び社会的な発達に資することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、当該年度各月初日現在で被虐待児童、発達障害児童又は知的障害児童（以下「被虐待児童等」という。）が入所しており、鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業実施要綱（平成14年5月10日付鳥取県福祉保健部長通知）（以下「実施要綱」という。）に掲げる被虐待児童等への処遇向上を図るため、国の負担金等の交付を受けずに、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付こ支家第47号こども家庭庁長官通知）に定める職員定数を超えて児童指導員又は保育士を雇用する児童養護施設及び児童心理治療施設に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に定める基準額と補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とを比較して少ない方の額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は補助対象経費の20パーセントを超える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度分の本補助金の交付申請については、第4条中「4月30日」とあるのは、「5月31日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までに、交付決定した本補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までに、交付決定した本補助金については、なお従前の例による
- 3 平成16年度分の本補助金の交付申請については、第4条中「4月30日」とあるのは、「6月30日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに交付決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度分の本補助金の交付申請については、第4条中「4月30日」とあるのは、「8月30日」とする。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表（第3条関係）

1 補助事業	2 補 助 基 準 額	3 補助対象経費
<p>処遇向上対策事業</p>	<p>1 施設1職員当たり基準額 月 額 294,000 円</p> <p>当該年度各月初日現在の被虐待児童等の人数が10名を超える場合、10名を超えるごとに職員1名分を加算する。</p> <p>補助基準額は、被虐待児童等が10名を超える月ごとに、各月初日現在の被虐待児等の人数により補助対象職員数を算定し、各月初日現在において現に配置している対象職員数の当該年度4月から3月までの延べ人数に、1職員当たり月額基準額を乗じた額とする。</p> <p>なお、上記により定められる補助対象職員数については、当該年度の4月1日から3月31日までの雇用について適用することとし、補助対象職員の1月の雇用期間が15日以上の月を対象とする。</p>	<p>報酬、給料、諸手当、賃金、法定福利費</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度児童養護施設等処遇向上対策事業計画（報告）書

1 施設名

2 入所定員（暫定）

3 入所児童の状況及び直接処遇職員（児童指導員、保育士）の配置状況
様式第1号の1、第1号の2のとおり

4 補助対象事業

(1) 補助対象職員の雇用期間

職員A	年	月	日	～	年	月	日
職員B	年	月	日	～	年	月	日
職員C	年	月	日	～	年	月	日

(2) 補助対象職員の職務内容

(3) 補助対象職員の月額給料等

月額 _____ 円

(4) 補助金所要額については様式第1号の3のとおり

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

入所児童の状況及び直接処遇職員の配置状況

施設名 _____

	入所児童の状況					直接処遇職員（児童指導員、保育士）の配置状況				算定基準による算定額 (補助対象職員数×1職員 当たり月額基準額)	備考
	入所児童 数	被虐待児童等の状況			合計	直接処遇職員 数	国の措置費 負担金の職 員定数に基 づく直接処 遇職員	国の措置費 負担金の各 種加算分に 基づく直接 処遇職員	補助対象職 員数		
		被虐待児 童数	発達障害 児童数	知的障害 児童数							
	人	人	人	人	人	人	人	人	円		
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											
合計											

- ※1 入所児童の状況は、各月初日現在の児童数を記入する。申請の際は、申請時以降の月については見込みを記入する。
 2 被虐待児童等の内訳は、様式第1号の2、実施要綱別紙1及び別紙2のとおり。
 3 職員の配置状況は、各月初日現在の職員数を記入する。申請の際は、申請時以降の月については見込みを記入する。
 4 被虐待児童と発達障害児童又は知的障害児童とが同一児童の場合は被虐待児童に計上する。
 5 発達障害児童と知的障害児童とが同一児童の場合は発達障害児童に計上する。
 6 「算定基準による算定額」欄の合計額を、様式第1号の3「算定基準による算定額」欄に記入すること。

被虐待児童等在籍一覧

施設名 _____

	児童氏名	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
合計														

- ※ 1 実施要綱別紙1及び別紙2に記載した児童の氏名を記入し、その児童が各月初日時点で在籍していた月に○を記入すること。
 2 「種別」欄には、児童の種別に応じて、「虐待」、「発達」、「知的」のいずれかを記入すること。

様式第1号の3

補助金所要額計画（精算）書

施設名 _____

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 F	交付決定額 G	県補助確定額 (FとGのいずれか低い方の額) H	受入済額 I	差引過不足額 (I-H) J
処遇向上対策事業										

(注) 実績報告時には、被虐待児童対応職員の雇用が確認できるもの（辞令書等の写しなど）を添付してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度児童養護施設等処遇向上対策事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

収入区分	予算（決算）額	摘要
計		

支出の部

（単位：円）

支出区分	予算（決算）額	摘要
計		

様

職氏名

〇〇年度鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 算定基準額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金交付要綱（平成14年5月10日付子家第271号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。